

**「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」
開催等業務**

企画コンペ実施要領

令和 6 年 1 月

日本創生のための将来世代応援知事同盟

この「企画コンペ実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、日本創生のための将来世代応援知事同盟（以下、「同盟」という。）が実施する『日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき』開催等業務」（以下、「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（1） 業務件名及び数量

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」開催等業務 一式

（2） 委託期間

契約締結の日から令和6年7月31日（水）まで

（3） 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（4） 委託料の上限額

3,300千円以内（税込）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下、「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、日本創生のための将来世代応援知事同盟から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めた上で参加するものとする。その場合、同盟との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- （1） 法人格を有すること。
- （2） 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、同盟の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （5） 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （6） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、同盟は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- （7） 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- （8） 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

宮崎県総合政策部総合政策課広域連携推進室（宮崎県庁本館3階）

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7402 FAX：0985-26-7331

電子メールアドレス：koikirenkei@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、宮崎県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.miyazaki.lg.jp>) → 「最新情報→入札情報一覧」

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和6年1月26日（金）午後5時まで

イ 受付場所

宮崎県総合政策部総合政策課広域連携推進室（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

ウ 提出方法

【様式1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和6年1月30日（火）までに宮崎県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ・ 【様式2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式3】会社概要及び過去3年間の主な受託事業実績

イ 提出期限

令和6年2月2日（金）午後5時まで

ウ 提出先

宮崎県総合政策部総合政策課広域連携推進室（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

エ 提出方法

上記「ア 提出書類」に記入の上、必要に応じてPDFに変換し、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和6年2月7日（水）までに電子メールにより通知する。

カ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の開催日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出期限

令和6年2月9日(金)〔必着〕

ウ 提出先

宮崎県総合政策部総合政策課広域連携推進室（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）

エ 提出方法

- ・ 持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、提出期限までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 提案は1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記「1(4) 委託料の上限額」を超えないものとする。

(7) 企画提案の無効

上記「3(4)カ 留意事項」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）及び第94条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

ア 上記「(4) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、企画コンペ参加を辞退する場合は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の開催日の前日までに、【様式4】「企画コンペ参加辞退届」を、宮崎県総合政策部総合政策課広域連携推進室（住所等は上記「(1) 担当課」を参照）まで持参又は郵送により提出すること。

イ 上記アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1(4) 委託料の上限額」の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日及び開催場所（予定）

令和6年2月15日（木） 宮崎県庁本館 3階総合政策部会議室

※ 開催日及び開催場所については、変更となる場合があることから、参加者に対し別途通知する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、追加資料等の提出は認めないものとする。
- ・ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の機材を使用する場合は事前に連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、上記「3(4) 参加資格の確認」に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（事前準備5分、説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の決定

ア 同盟は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）を準用し判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、同盟と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

同盟は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を宮崎県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が同盟に提出した書類（以下、「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

[参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）]

1月19日（金）	公告
1月26日（金）	「実施要領等に関する質問票」提出期限
1月30日（火）	質問事項に関する同盟の最終回答期限
2月2日（金）	「企画コンペ参加資格確認申請書」提出期限
2月7日（水）	参加資格確認結果の通知
2月9日（金）	「企画提案書」提出期限
2月15日（木）	企画提案選考委員会
2月下旬	受託候補者決定

【様式 1】

会社等名 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
電話 : _____
FAX : _____

実施要領等に関する質問票

No	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				

〔留意事項〕

- ・ 令和6年1月26日（金）午後5時までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けない。
- ・ 原則として電子メール又はFAXで送付のこと。
(アドレス : koikirenkei@pref.miyazaki.lg.jp、FAX : 0985-26-7331)
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式 2】

令和 6 年 月 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事
川越 勉 様

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

企画コンペ参加資格確認申請書

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」開催等業務に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格要件等」に定める次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

- 1 法人格を有すること。
- 2 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、同盟の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 3 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 5 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、同盟は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- 8 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 3】

会社概要及び過去 3 年間の類似事業の主な受注実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去 3 年間の 類似事業の 実績	発注者	受注事業内容（受注年、受注内容）
	宮崎県関係	
	宮崎県以外の 官公庁・公共団体	
	民間	
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属	電話	
職	ファックス	
氏名	E-mail	

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

【様式 4】

企画コンペ参加辞退届

令和6年 月 日

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット幹事

川越 勉 様

「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやざき」開催等業務に係る企画コンペへの参加を表明し、参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印